

201001011A・B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業

子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究

平成 21～22 年度 総合研究報告書

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大石 亜希子

平成 23（2011）年 3 月

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業

子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究

平成 21～22 年度 総合研究報告書

平成 22 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大石 亜希子

平成 23（2011）年 3 月

## 目 次

### 第 1 部 平成 21～22 年度総合研究報告書

#### I. 総合研究報告

- 子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究 ……………1  
大石 亜希子

#### II. 研究成果の刊行に関する一覧表（平成 21～22 年度）

### 第 2 部 平成 22 年度総括・分担研究報告書

#### I. 平成 22 年度総括研究報告

- 子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究 ……………13  
大石 亜希子

#### II. 平成 22 年度分担研究報告

##### 1. 世帯形成過程および出生時点における格差に関する研究

- （論文）「わが国における避妊の現状と女性の健康及び社会的・経済的地位との因果関係に  
ついての実証的研究」……………21  
野口 晴子

##### 2. 出生前後の母親の就業状況と育児休業制度の政策効果に関する研究

- （論文）「育児休業制度の政策評価と展望」……………23  
大石 亜希子

##### 3. 世帯の社会経済的属性と子どもの健康格差に関する研究

- （論文）「子どもの社会生活と社会経済階層（SES）の分析：貧困と社会的排除の観点から」……75  
阿部 彩

##### 4. 脆弱な子育て世帯のセーフティーネットに関する研究

- （論文）「子どものいる外国人世帯の生活実態—2009 年静岡県多文化共生アンケート調査  
を用いた分析—」……………104  
千年 よしみ

(論文)「子育て支援の担い手としての保育士の職業性ストレスとストレス反応：保育士自身のセーフティネットの問題と課題」	128
久保田 まり	

### III. 海外研究者招聘関連資料

国際ワークショップ (2月8日) プログラム	141
国際ワークショップ 報告資料	
Chien-chung Huang (Rutgers University)	143
Wen-Jui Han (Columbia University)	151
野口 晴子 (国立社会保障・人口問題研究所)	162
大石 亜希子 (千葉大学)	170
阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所)	177
千年 よしみ (国立社会保障・人口問題研究所)	188
久保田 まり (東洋英和女学院大学)	197
千葉大学講演会 (2月7日) 案内	202
千葉大学講演会 報告資料	
Wen-Jui Han (Columbia University)	203
Chien-chung Huang (Rutgers University)	219
国立社会保障・人口問題研究所 特別講演会 (2月10日) 報告資料	
Wen-Jui Han (Columbia University)	225
Chien-chung Huang (Rutgers University)	235

### IV. 研究成果の刊行に関する一覧表 (平成 22 年度)

### V. 研究成果の刊行物・別刷

## 参加研究者名簿（2011 年 3 月現在）

- 研究代表者： 大石 亜希子（千葉大学法経学部准教授）
- 研究分担者： 阿部 彩 （国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部長）
- 久保田まり （東洋英和女学院大学人間科学部教授）
- 千年 よしみ（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第 1 室長）
- 野口 晴子 （国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部  
第 2 室長）
- 研究協力者
- 角田 季美枝（高崎経済大学非常勤講師）
- 松尾 やす子（精神保健福祉士）

# I. 平成 22 年度 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究（政策科学推進研究）事業）

「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」

平成 22 年度 総括研究報告書

研究代表者 大石 亜希子 千葉大学法経学部准教授

## 研究要旨

本研究では、次世代育成支援の観点から子育て世帯を巡るセーフティーネットのあり方を、経済学、社会学、発達心理学の専門家を交えて総合的に研究する。具体的には、(1)人生の出発時点における格差の実態とそれをもたらす要因を、女性の避妊行動を含む世帯形成過程や社会経済的屬性について把握するとともに、(2)世帯の社会経済的屬性と子どもの健康格差の関係を分析し、(3)母子世帯や外国籍世帯の子ども、要保護児童など不利な条件の重複する脆弱な世帯の子どもの属性とセーフティーネットのあり方を考察する。

平成 22 年度の本研究事業の実施状況は以下の通りである。まず、定性的な分析として前年度に続いて被虐待児の心理的ケアのあり方についてインタビュー調査に基づく考察を行うとともに、実証面では、「出生動向基本調査」（国立社会保障・人口問題研究所）、「21 世紀出生児縦断調査」・「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）、「静岡県多文化共生アンケート調査」（静岡市）に基づき、育児休業制度の政策効果、世帯の社会経済的屬性による子どものウェル・ビーイングの差と社会的包摂の度合い、リーマン・ショック後の外国籍児童のいる世帯のセーフティーネットの状況、女性の就業・社会経済的地位と意図しない妊娠・出産の関係について分析を行った。最後に、2 年次にわたる研究成果の取りまとめとして、平成 23 年 2 月に女性労働および社会政策の専門家である Wen-Jui Han 氏（米コロンビア大学）、Chien-chung Huang 氏（米ラトガーズ大学）を招聘した国際ワークショップと講演会を実施し、母親の就業と子どものウェル・ビーイングの関係や、子どものいる世帯に対する福祉政策の在り方について国際比較の視点から学術交流・意見交換を行った。本年度の研究から得られた知見は以下の通りである。

第 1 に、子どもの出生に至る前段階の、妊娠あるいは避妊という現象についても社会経済的要因との関連が強いことが明らかになった。嫡出第 1 子の 4 分の 1 以上が婚前妊娠出生となっている今日、出生プロセスの違いが次に述べるような出生時点における格差にどのように結びついているのか、パネル調査などによる詳細な分析が必要である。

第 2 に、子どもの社会生活における格差が 7 歳（小学 1 年生）の早い段階で既に発生している点は注目される。近年の貧困や格差の増大は、子どもの健康、学力など、大人の観点からみたウェル・ビーイングの指標のみならず、子どもの社会生活や人間関係といった側面においても多大な影響を及ぼしている。

第 3 に、育児休業制度には女性の雇用を抑制するマイナス面があるため、育児休業を取得する労働者のいる企業に補助金を支給するなど政府・事業主・労働者の間で適切なコストシェアリングを図る必要がある。また、男性の育児休業取得をさらに進める必要がある。

さらに、高賃金の女性労働者ほど育児休業を取得する傾向にあるが、今日、多くの女性が妊娠する時点で非正規労働についている。こうした現状を考慮すれば、非正規労働者が就業継続の意欲を維持できるように、所得の低い労働者の育児休業給付金の給付率を引き上げるといった方策が望まれる。

第4に、次代を担う子どもを育てる上で重要な社会的機能を果たしている保育士が、最低賃金に近い水準で、且つ、他の福祉職に比して労働力に見合った人材数の確保が最もできていない保育現場で、自らの成長や充実感を持っていないことは憂慮すべきことである。主たる支援者である保育士自身が生き生きと仕事のできる社会的環境や待遇が保障されなければ、子どもの発達や子育て支援の充実には繋がらないものと考えられる。

第5に、外国人家庭の子どもについても、滞在年数が長期化すると共に、セーフティーネットは整備されつつあると言える。ただし、滞在が長期化しても親の従業上の地位に変化が見られず、より安定した生活は困難な状況にあるため、子どもの教育の保障を一層強化する必要がある。

#### 研究分担者

阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）

久保田まり（東洋英和女学院大学人間科学部教授）

千年よしみ（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第1室長）

野口晴子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第2室長）

#### 研究協力者

角田季美枝（高崎経済大学非常勤講師）

松尾やす子（精神保健福祉士）

#### A 研究目的

本研究では、次世代育成支援の観点から子育て世帯を巡るセーフティーネットのあり方を、経済学、社会学、発達心理学の専門家を交えて総合的に研究する。具体的には、(1)人生の出発時点における格差の実態とそれをもたらす要因を、女性の避妊行動を含む世帯形成過程や社会経済的屬性につ

いて把握するとともに、(2)世帯の社会経済的屬性と子どもの健康格差の関係を分析し、(3)母子世帯や外国籍世帯の子ども、要保護児童など不利な条件の重複する脆弱な世帯の子どもの属性とセーフティーネットのあり方を考察する。

#### B 研究方法

第1に、「出生動向基本調査」（国立社会保障・人口問題研究所）、「21世紀出生児縦断調査」・「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）、「静岡県多文化共生アンケート調査」（静岡市）に基づき実証分析を行った。

第2に、被虐待児の心理的ケアのあり方についてインタビュー調査を行うとともに、ハイリスク家庭を支える保育士の状況について文献調査を行った。

第3に、2年次にわたる研究のとりまとめとして平成23年2月に女性労働および社会政策の専門家である Wen-Jui Han 氏（米コロンビア大学）、Chien-chung Huang 氏（米ラトガーズ大学）を招聘した国際ワー



クシヨップと講演会を実施し、母親の就業と子どものウェル・ビーイングの関係や、子どものいる世帯に対する福祉政策の在り方について国際比較の視点から学術交流・意見交換を行った。

(倫理面への配慮)

マイクロデータやインタビュー調査の結果を分析に用いる際には、個人情報保護に留意し、流出のないように細心の配慮をした。

## C 研究結果 と D 考察

### (1) 世帯形成過程および出生時点における格差に関する研究

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の論文にとりまとめた。

「わが国における避妊の現状と女性の健康及び社会的・経済的地位との因果関係についての実証的研究」(野口論文)では、国立社会保障・人口問題研究所によって収集された『出生動向基本調査』(第10-12回)

(1987年のみ第9次『出産力調査』)の既婚者票に基づき、わが国における避妊の現状と女性の健康、及び、社会的・経済的地位とがどのように関わっているか、その因果関係についての実証的分析を行った。昨年度は未婚女性について分析を行ったが、本年度は既婚女性を対象に分析を行った。その結果、以下の点を明らかにすることができた。

第1に、先行研究が示す通り、わが国では、*medically provided* な効率的避妊法よりも *non-medically provided* 又は伝統的避妊法の方が支配的である。

第2に、避妊方法の選択は、とりわけ女性の年齢に依存しており、高齢であるほど、

効率的避妊法が選択される確率が有意に高まることがわかった。効率的避妊法と伝統的避妊法を選択するグループを *propensity score matching* 法により *one-by-one* でマッチングさせ、前者をトリートメント・グループ、後者をコントロール・グループとして時系列分析を行った結果、夫婦間における女性の健康の代理変数とした<意図しないタイミングでの妊娠>、<人工妊娠中絶率>、<流産・死産>について、有意に効率的避妊法を用いている方のリスクが小さい。

第3に、効率的避妊法を選択している女性の方が、調査時点における経済的 *status* (賃金、正規職員、大企業・官公庁での就労) が有意に高い。

### (2) 出生前後の母親の就業状況と育児休業制度の政策効果に関する研究

「育児休業制度の政策評価と展望」(大石論文)では、日本のワーク・ライフ・バランス施策の特徴を国際比較の観点から捉えたうえで、育児休業制度が労働需要に及ぼす影響、および育児休業給付金が女性労働者の継続就業に及ぼす影響を分析した。その結果、以下のことが明らかになった。

第1に、*OECD Family Database* に基づき、日本のワーク・ライフ・バランス施策の特徴をとらえた結果、育児休業制度に関しては国際的な水準に達した一方で、保育サービスや家族支出の点では *OECD* 平均以下にあることが明らかになった。

第2に、育児休業制度が労働需要に及ぼす影響について分析したところ、1992年の育児休業法施行後、短大卒や大卒女性の雇用が男性以上に抑制されたという結果が得

られた。すなわち、同法施行は、女性労働者の雇用に負の影響を与えた可能性がある。

第3に、育児休業給付金の拡充が女性労働者の継続就業に及ぼした影響についての分析では、2001年の給付金引き上げ前後で15～20ポイントほど継続就業率を引き上げていることがわかった。ただし、出産年齢の女性に占める正規労働者の比率は低下していることから、全体では女性の継続就業率は上昇していない。

### (3) 世帯の社会経済的属性と子どもの健康格差に関する研究

「子どもの社会生活と社会経済階層 (SES) の分析：貧困と社会的排除の観点から」(阿部論文)では、子どもの社会生活を、大人の社会生活とは別に、子どもの視点から捉え、子どもの属する社会経済階層 (SES) が子どもの社会生活にどのような影響を与えているのかを厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」を用いて分析した。具体的には、子どもと他者との関係性、子どもが時間を過ごす物理的スペースや時間の過ごし方、子どもが一日の大部分を過ごす学校生活に対する意識など、子ども自身のアセスメントも加えて、子どもの社会生活を精査し、社会経済階層の底辺におかれた子どもとそれ以外の子どもの差異を検討した。分析では特に、社会生活において「社会的排除」の状況にあると考えられる子どもの状況に着目した。

本分析は、量的調査であるが、子どもの社会生活における格差が7歳(小学1年生)の早い段階で既に発生しており、友人関係、親を含む大人との関係、学校生活などの側面において、貧困層の子どもとそうでない

子どもに質的な差異が認められる。

また、近年の貧困や格差の増大は、子どもの健康、学力など、大人の観点からみたウェル・ビーイングの指標のみならず、子どもの社会生活や人間関係といった側面においても多大な影響を及ぼしていることがわかった。

### (4) 脆弱な子育て世帯のセーフティーネットに関する研究

「子どものいる外国人世帯の生活実態—2009年静岡県多文化共生アンケート調査を用いた分析—」(千年論文)では、2009年に静岡県において実施された「静岡県多文化共生アンケート調査」を用い、子どもがいるブラジル人世帯の状況を、親、世帯、そして子ども自身に関する指標から多角的に把握した。

近年、外国人の滞在が長期化するにつれ、不就学など外国籍の子どもの教育についても大きな関心が寄せられている。しかし、外国人にかかわる問題はそれぞれ個別に議論されており、外国人の世帯、特に子どもを持つ世帯がどのような生活状況に置かれているか、という観点から総合的に分析されることはほとんどなかった。

分析の結果は以下の通りである。

第1に、同じ第一世代の子どもでは、ブラジル生まれの子ども親よりも、日本生まれの子ども親の方が、日本語能力や健康保険加入割合が高く、子どもにとってよりセーフティーネットが整備された環境にあることがわかった。

第2に、日本生まれの子ども親の方がブラジル生まれの子ども親よりも通算滞在年数が長いにもかかわらず、両者の間に

は、従業上の地位に有意な差は見られなかった。

第3に、子どもの教育に関わる悩みは、日本生まれの子どもを持つ親の方で高く、将来の滞在予定が子どもの教育に影響を及ぼすことが示唆される。

「子育て支援の担い手としての保育士の職業性ストレスとストレス反応：保育士自身のセーフティーネットの問題と課題」(久保田論文)では、保育士の職業性ストレスとストレス反応の実態を検討し、保育士自身のセーフティーネットの問題と課題について考察した。

就労母の増加に伴い乳幼児の日中の保育は家庭外機能(保育所)に依存せざるを得なく、待機児童の解消は大きな社会的問題となっている。さらに、不適切な養育(虐待・育児放棄)、軽度発達障害児、孤立無援態勢で子育てに悩む母親、等の問題の増加により、子どもや子育てを取り巻く近年の環境は決して豊かであるとは言えず、これらの多数多様な問題の解決は、保育所・保育士に託されている。しかし、このような子育て支援者としての保育士業務の拡充・集中化と責任の増大は、保育士自身の過重負担であり、心身のストレスとなっている。

こうした問題意識から、主として、教育心理学、組織心理学、産業心理学、臨床心理学、精神医学の領域での「保育士の職業性ストレス」に関する2005年以降の学術論文を中心とした文献的検討を行った。明らかになった点は以下の通りである。

第1に、保育士の労働条件(人員数、賃金体系)は厳しい一方で、子育てに関する社会的要請(保護者への保育指導などのソーシャルワーク的な業務など)や期待(保

育所は地域の子育て支援の拠点であり、保育士は在園児保護者のみならず地域の子育て世帯全体を必要に応じて助言・相談・援助し、他機関との連携のもと子育て世帯のセーフティーネットを構築するキーパーソンとなることへの期待)が集中化している。

第2に、多くの先行研究より、保育士にとって「職場の人間関係」と「仕事量の多さ・時間の欠如」が強いストレスとなっている。

第3に、職場や仕事への過剰適応・限度を超えた傾注を示す「オーバーコミットメント」の程度は、保育士の場合、介護職と同様に高比率である。

第4に、心理的ストレス反応としてのバーンアウト傾向の比率は、従来高い比率が指摘されていた医師や看護師などと同様、保育士もかなり高比率であった。有効なコーピングとしては、問題解決のための積極的取り組みや、他者への援助希求などの「問題中心的コーピング」であった。

第5に、入職後間もないキャリア初期の保育士の心理的危機への対応・支援によって、(結婚・出産等での)離職の後も、やがて彼女らが地域の子育て支援を担う人材へと繋がることが示唆された。

## E 結論

第1に、子どもの出生に至る前段階の、妊娠あるいは避妊という現象についても社会経済的要因との関連が強いことが明らかになった。嫡出第1子の4分の1以上が婚前妊娠出生となっている今日、出生プロセスの違いが次に述べるような出生時点における格差にどのように結びついているのか、パネル調査などによる詳細な分析が必要で

ある。

第2に、子どもの社会生活における格差が7歳（小学1年生）の早い段階で既に発生している点は注目される。近年の貧困や格差の増大は、子どもの健康、学力など、大人の観点からみたウェル・ビーイングの指標のみならず、子どもの社会生活や人間関係といった側面においても多大な影響を及ぼしている。

第3に、育児休業制度には女性の雇用を抑制するマイナス面があるため、育児休業を取得する労働者のいる企業に補助金を支給するなど政府・事業主・労働者の間で適切なコストシェアリングを図る必要がある。また、男性の育児休業取得をさらに進める必要がある。さらに、高賃金の女性労働者ほど育児休業を取得する傾向にあるが、今日、多くの女性が妊娠する時点で非正規労働についている。こうした現状を考慮すれば、非正規労働者が就業継続の意欲を維持できるように、所得の低い労働者の育児休業給付金の給付率を引き上げるといった方策が望まれる。

第4に、外国人家庭の子どもについても、滞在年数が長期化すると共に、セーフティネットは整備されつつあると言える。ただし、滞在が長期化しても親の従業上の地位に変化が見られず、より安定した生活は困難な状況にあるため、子どもの教育の保障を一層強化する必要がある。

第5に、次代を担う子どもを育てる上で重要な社会的機能を果たしている保育士が、最低賃金に近い水準で、且つ、他の福祉職に比して労働力に見合った人材数の確保が最もできていない保育現場で、自らの成長や充実感を持っていないことは憂慮すべきこと

である。主たる支援者である保育士自身が生き生きと仕事のできる社会的環境や待遇が保障されなければ、子どもの発達や子育て支援の充実には繋がらないものとする。

## F 健康危険情報

なし

## G 研究発表

### 1. 論文発表

- ・ 大石亜希子(2010)「育児休業制度からみる女性労働の現状」安孫子誠男・水島治郎編『労働』（公共性と労働—福祉ネクサス 持続可能な福祉社会へ：公共性の視座から 第3巻）勁草書房, pp.215-232.
- ・ 大石亜希子(2010)「女性からみた少子化対策のあり方」『ESP』2010年4月号
- ・ 大石亜希子「社会保険・税制におけるジェンダー」木本美喜子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策のなかのジェンダー』（講座：現代の社会政策 第4巻）明石書店, pp.158-179.
- ・ 大石亜希子(2010)「少子化・次世代育成支援施策の評価と展望」『生活経済学研究』第33巻, pp.109-114.
- ・ 大石亜希子(2010)「育児休業制度の現在・過去・未来」『月刊自治研』2010年11月号, pp.28-34.
- ・ 大石亜希子(2011)「企業の両立支援策と労働時間」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会, pp.149-171.
- ・ 大石亜希子・守泉理恵(2011)「少子社会における働き方：現状と課題」樋口

- 美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会、pp.13-29.
- なし
3. その他
- なし
- ・ 阿部 彩 (2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』第 46 卷 4 号、pp. 354-367.
  - ・ 千年よしみ (2010)「生活に困難を抱える外国籍住民の状況：2009年静岡県多文化共生アンケート調査の結果から」『Migrants Network』Aug-Sep No.132 移住労働者と連帯する全国ネットワーク、pp.21-23.
  - ・ 野口晴子(2011)「両立支援策と出生率」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会、pp.267-289

## 2. 学会発表

- ・ 大石亜希子 (2010)「育児休業給付金と女性の継続就業」日本経済学会 2010 年度秋季大会・特別セッション I 報告 (2010 年 9 月 19 日、神戸：関西学院大学)
- ・ 大石亜希子 (2011)「子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究」恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所 平成 22 年度子ども家庭福祉研究公開シンポジウム (2011 年 2 月 15 日、東京：日本子ども家庭総合研究所)

## H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録

## II. 平成 22 年度 分担研究報告書

## 研究要旨

日本社会において人口の少子高齢化が急速に進む中、女性の結婚・出生行動（意志決定自体の確率、及び、意志決定のタイミング）と、学歴、就業、家族構成等の女性を取り巻く社会的・経済的諸環境との複雑な因果関係を読み解こうと試みる数多くの科学的・実証的研究がなされてきた。本研究の目的は、こうした先行研究に学びつつ、わが国における避妊の現状と女性の健康、及び、社会的・経済的地位とがどのように関わっているか、その因果関係についての実証的分析を行うことにある。国立社会保障・人口問題研究所によって収集された『出生動向基本調査』（第 10-12 回）（1987 年のみ第 9 次『出産力調査』）の既婚者票を用いた分析の結果、先行研究が示す通り、わが国では、**medically provided** な効率的避妊法よりも **non-medically provided** 又は伝統的避妊法の方が支配的であり、避妊方法の選択は、とりわけ女性の年齢に依存しており、高齢であるほど、効率的避妊法が選択される確率が有意に高まることがわかった。効率的避妊法と伝統的避妊法を選択するグループを **propensity score matching** 法により **one-by-one** でマッチングさせ、前者をトリートメント・グループ、後者をコントロール・グループとして時系列分析を行った結果、夫婦間における女性の健康の代理変数とした＜意図しないタイミングでの妊娠＞、＜人工妊娠中絶率＞、＜流産・死産＞について、有意に効率的避妊法を用いている方のリスクが小さい。また、効率的避妊法を選択している女性の方が、調査時点における経済的 **status**（賃金、正規職員、大企業・官公庁での就労）が有意に高い。

### A. 研究目的

日本社会において人口の少子高齢化が急速に進む中、女性の結婚・出生行動（意志決定自体の確率、及び、意志決定のタイミング）と、学歴、就業、家族構成等の女性を取り巻く社会的・経済的諸環境との複雑な因果関係を読み解こうと試みる数多くの科学的・実証的研究がなされてきた（今田・平田（1992）；国立社会保障・人口問題研究所（1998、2003）；永瀬（1999）；白井（2001）；岩澤（2002）；福田（2005）、他多数）。本研究の目的は、こうした先行研究に学びつつ、わが国における避妊の現状と女性の健康、及び、社会的・経済的地位とがどのように関わっているか、その因果関係についての実証的分析を行うことにある。

### B. 研究方法

夫婦間における意図しない妊娠、及び、意図しないタイミングでの妊娠の確率は、ピルやIUDに代表されるような**medically provided**な効率的避妊法を用いている方が、コンドームや性交中絶といった**non-medically provided**又は伝統的避妊法を用いている方が高いことを実証した医科学分野における研究は多数行われているが、第1に、本研究では、わが国においてまだ支配的な**non-medically provided**又は伝

統的避妊法が、＜意図しないタイミングでの妊娠＞、＜人工妊娠中絶率＞、＜流産・死産＞を夫婦間における女性の健康の代理変数として、これらにどういった影響を与えているか、第2に、日本における避妊のあり方が、女性の学歴や職業種別にどのように寄与しているかについての検証を行う。

本研究では、国立社会保障・人口問題研究所によって収集された『出生動向基本調査』（第 10-12 回）（1987 年のみ第 9 次『出産力調査』）の既婚者票を用い、基本統計量、**Kernel**（**Gaussian**）分布、及び、**Nested logit** による避妊行動、そして、それに伴う、妊娠・流産・中絶のリスク分析を行い、同じく **Kernel**（**Gaussian**）分布と **propensity score matching** 推定法を用いて妊娠・流産・中絶リスクが、既婚女性の社会経済的状況（賃金・正規の被雇用者・大企業・官公庁での就業）に与える効果について分析を行った。

### C. 研究結果及び考察

国立社会保障・人口問題研究所によって収集された『出生動向基本調査』（第 10-12 回）（1987 年のみ第 9 次『出産力調査』）の既婚者票を用いた分析の結果、先行研究が示す通り、わが国では、**medically provided** な効率的避妊法よりも **non-medically provided** 又は

伝統的避妊法の方が支配的であり、避妊方法の選択は、とりわけ女性の年齢に依存しており、高齢であるほど、効率的避妊法が選択される確率が有意に高まることがわかった。効率的避妊法と伝統的避妊法を選択するグループを propensity score matching 法により one-by-one でマッチングさせ、前者をトリートメント・グループ、後者をコントロール・グループとして時系列分析を行った結果、夫婦間における女性の健康の代理変数としたく意図しないタイミングでの妊娠>、<人工妊娠中絶率>、<流産・死産>について、有意に効率的避妊法を用いている方のリスクが小さい。また、効率的避妊法を選択している女性の方が、調査時点における経済的 status（賃金、正規職員、大企業・官公庁での就労）が有意に高い。本研究では、データの制約上、1999年における低用量ピル解禁の影響を推定することはできず、今後の課題とする。

#### D. 結論

本研究では、既婚女性の性行動について、わが国における避妊の現状と女性の健康及び社会的・経済的状況(SES)との因果関係についての実証的研究を行った。既婚女性の避妊行動は出産という女性にとっての機会費用と直結することであり、避妊方法が女性の健康やSESに有意に影響することがわかった。

1994年に開催されたカイロ国際人口・開発会議において、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題として、広く女性の生涯にわたる健康の確立とそのための健康支援という

Reproductive Health/Rights（性と生殖に関する健康と権利）が提唱されて以来、賛否両論様々な議論が世界中でなされている。妊娠可能性のある女性人口うち、避妊行動をとっている比率は、発展途上国では平均 10%、先進国では平均 75%であり、日本では、約 60%前後で推移している

（Bongaarts and Westoff (2000)；国立社会保障・人口問題研究所（2007））。妊娠・出産の過程は、女性にとって（また、女性の意志決定によって、その子どもにとっても）、精神的・肉体的のみならず、社会的・経済的にも、ライフサイクルを大きく左右する可能性が非常に高く、したがって、女性の自己決定は十分に尊重されるべきである

（平成 10 年『厚生白書』

<<http://www.hakusho.mhlw.go.jp/wpdocs/hpaz199801/b0024.html>>）。

E. 健康危険情報 特になし

F. 研究発表・学会発表

“An Empirical study on relations between contraception behavior and health/socio-economic status among Japanese women”, presented at International Workshop on Safety Net for Child-rearing Families on 2011/Feb/8

G. 知的財産権の出願・登録状況 特になし



厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究」  
平成 22 年度分担研究報告書  
「育児休業制度の政策評価と展望」  
研究代表者 大石亜希子 (千葉大学法経学部)

#### 研究要旨

本研究では、日本のワーク・ライフ・バランス施策の特徴を国際比較の観点から捉えたうえで、育児休業制度が労働需要に及ぼす影響、および育児休業給付金が女性労働者の継続就業に及ぼす影響を分析した。OECD *Family Database* に基づき、日本のワーク・ライフ・バランス施策の特徴をとらえた結果、育児休業制度に関しては国際的な水準に達した一方で、保育サービスや家族支出の点では OECD 平均以下にあることが明らかになった。

つぎに、育児休業制度が労働需要に及ぼす影響について分析したところ、1992 年の育児休業法施行後、短大卒や大卒女性の雇用が男性以上に抑制されたという結果が得られた。すなわち、同法施行は、女性労働者の雇用に負の影響を与えた可能性がある。また、育児休業給付金の拡充が女性労働者の継続就業に及ぼした影響についての分析では、2001 年の給付金引き上げ前後で 15~20 ポイントほど継続就業率を引き上げている。ただし、出産年齢の女性に占める正規労働者の比率は低下していることから、全体では女性の継続就業率は上昇していない。

#### A. 研究目的

本稿では、OECD の統計や厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を使用して、育児休業制度の政策評価を行う。具体的には、育児休業制度を含む日本のワーク・ライフ・バランス施策の国際的な位置付けを探ったうえで、育児休業制度が労働需要に及ぼす影響を検討し、さらに、休業中の所得保障として制度が拡充されてきた育児休業給付金の政策効果を検証する。

#### B. 研究方法

以下の 3 つの方法で分析を行う。

- 1) OECD *Family Database* による主要国の家族政策のデータによる分析を行う。
- 2) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の集計データを用いて、1992 年の育児休業制度の導入および 1995 年改正による女性の雇用・賃金への影響についての

Difference-in-differences 分析を行う。

- 3) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」を用い、2001 年の育児休業給付金の給付率の引き上げが女性の継続就業に及ぼした影響を検討する。

#### C. 研究結果及び考察

第 1 に、相対的に出生率の高い国々は、OECD 平均以上に保育サービスへのアクセスが良く、家族支出のレベルも高い。その半面、育児休業制度が充実していることは必ずしも高出生率と関連していない。つまり、出生率への影響という点では保育サービスの拡充そして経済的な支援がより有効である可能性が示唆される。諸外国との比較で日本の家族政策を評価すると、これまでは諸施策の中でも育児休業制度の拡充が先行してきたことがわかる。しかし、①育児休業制度については代替要員確保等の負担が事業主にかかるため、女性に対する労働需要の減少と賃金低下をもたらしている

可能性があること、②保育サービスの拡充が遅れたために待機児童問題が深刻化していること、③育児休業を取得する労働者は高賃金・高スキルの傾向があり、そうした女性に報酬比例の所得保障を行う育児休業給付金制度の分配的意義が問われていること、といった問題点が内在する。

第2に、1992年の育児休業法の施行、および1995年の改正が女性労働者の雇用と賃金に及ぼした影響について、「賃金構造基本統計調査」の集計データを用いてDD推定とDDD推定を行った結果、1992年の育児休業法施行後、短大・大卒女性労働者の労働者数変化率は同じ属性の男性労働者よりも6~8ポイントかった。バブル崩壊後の分析対象期間では、労働者数変化率は男女を問わずマイナス基調で推移している。したがって、育児休業法の施行後、高学歴女性の雇用量は男性以上に絞られたことになる。一方、1995年の改正で新たに育児休業法の適用対象となった小企業で女性労働者の雇用が抑制されたかという点については、それを支持するような結果は得られなかった。先行研究で1995年改正により小企業での女性労働者の入職が抑制されたと指摘されていることについては、産業構成がコントロールされていなかったり、労働者数でウェイト付けがされていなかったことによるバイアスで説明できる。

第3に、育児休業給付の給付率引き上げが女性雇用者の継続就業確率に及ぼす影響を把握することを目的に、2001年制度改正前後のデータを使用してDD推定を行った。その結果、制度改正は第1子妊娠判明時点で正規雇用者であった女性の継続就業確率を15~20%ポイント程度引き上げる効果

をもつことが明らかになった。さらに細かい属性別の推定から、制度改正の効果が比較的若い世代の、民間部門の女性雇用者に顕著に表れていることを把握した。このように比較的大きな制度改正の効果が観察されたものの、その政策評価については慎重であるべきであろう。というのも、第1に、本稿のDD推定で把握しているのは育児休業か退職かという面のみである。育児休業を取得して継続就業をする女性が増加していても、以前であれば産休のみで復職していた女性が育児休業の取得に切り替えた可能性も示唆される。第2に、制度改正を見越して出産を手控えていた女性雇用者が改正直後に集中して出産し、育児休業を取得するという行動に出ていた可能性もある。第3に、女性全体の中では正規雇用者の割合は年々低下していることを重視すべきであろう。第4に、トリートメント効果として用いた婚前妊娠出生の有無の有効性が問題である。

#### D. 結論

育児休業法は、出産前後の労働者の継続就業を促進することを目的として施行された法律である。その主なターゲットは、いわゆる均等法世代と呼ばれる、男女雇用機会均等法施行後に社会に出た女性労働者であったと考えられる。しかしながら本稿の分析結果は、育児休業法の施行が高学歴女性の雇用を抑制する方向に作用したことを示唆している。

このように、育児休業制度には女性の雇用を抑制するマイナス面があるため、育児休業を取得する労働者のいる企業に補助金を支給するなど政府・事業主・労働者の間

で適切なコストシェアリングを図る必要がある。

また、男性の育児休業取得をさらに進める必要がある。育児休業取得の男女差を縮小させるためには、父親に休業を強制する制度の導入も考えられる。ただし、スウェーデンやノルウェーのように「パパ・クォータ」が導入されて男性労働者の休業取得率が高い国でも、一般的に男性の休業期間は女性よりもはるかに短い。したがって育児休業が事業主にもたらす費用は女性労働者のほうが大きいという問題は残るので、前述した補助金などによる事業主負担の軽減と並行する必要がある。

さらに、高賃金の女性労働者ほど育児休業を取得する傾向にあるが、今日、多くの女性が妊娠する時点で非正規労働についている。育児休業を取得する労働者には休業前所得の50%に相当する育児休業給付金が支給されるのに対し、出産を機に夫婦の片方（多くの場合は女性）が離職して非労働力化する場合には、世帯収入が大幅に低下するにもかかわらず所得保障が得られない。こうした現状を考慮すれば、育児休業給付金を見直し、子どもの誕生後1~2年の期間に限定した、現在の子ども手当よりも手厚い現金給付を設けることも検討すべきであろう。

## E. 健康危険情報

なし

## F. 研究発表・学会発表

### 1. 論文発表

- ・ 大石亜希子(2010)「育児休業制度からみる女性労働の現状」安孫子誠男・水

島治郎編『労働』（公共性と労働—福祉ネクサス 持続可能な福祉社会へ：公共性の視座から 第3巻）勁草書房, pp.215-232.

- ・ 大石亜希子(2010)「女性からみた少子化対策のあり方」『ESP』2010年4月号
- ・ 大石亜希子「社会保険・税制におけるジェンダー」木本美喜子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策のなかのジェンダー』（講座：現代の社会政策 第4巻）明石書店, pp.158-179.
- ・ 大石亜希子(2010)「少子化・次世代育成支援施策の評価と展望」『生活経済学研究』第33巻, pp.109-114.
- ・ 大石亜希子(2010)「育児休業制度の現在・過去・未来」『月刊自治研』2010年11月号, pp.28-34.
- ・ 大石亜希子(2011)「企業の両立支援策と労働時間」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会, pp.149-171.
- ・ 大石亜希子・守泉理恵(2011)「少子社会における働き方：現状と課題」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会, pp.13-29.

### 2. 学会発表

- ・ 大石亜希子(2010)「育児休業給付金と女性の継続就業」日本経済学会 2010年度秋季大会・特別セッション I 報告（2010年9月19日、神戸：関西学院大学）
- ・ 大石亜希子(2011)「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」

恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭  
総合研究所 平成 22 年度子ども家庭  
福祉研究公開シンポジウム（2011 年 2  
月 15 日、東京：日本子ども家庭総合研  
究所

G. 知的財産権の出願・登録状況  
なし